

令和6年度税制改正に関する意見書

3年余り続いたコロナ禍はようやく収束を見せ、我が国の社会経済活動も徐々に落ち着きを取り戻しつつある。一方で、ロシアのウクライナ侵攻等を背景とした世界的な物価高や、円安に起因するエネルギー価格の高騰等は国民生活ならびに企業活動に対して甚大な影響を生じさせていると言わざるを得ない。

こうした中、政府は「新しい資本主義」のもと、「異次元の少子化対策」をはじめとする歳出拡大を積極的に進めており、人口減少にあえぐ地方自治体としては期待するところは決して少なくはない。反面、財源論を置き去りにした積極財政は財政規律を決定的に毀損させかねない危険性をはらんでおり、政府においてはプライマリーバランスの均衡化についても十分に留意いただきたい。

よって、令和6年度の税制改正においては、以下の点に留意いただくよう求める。

記

1 財政健全化は国家的課題であり、歳入・歳出の一体的改革を進めていただきたい。歳入については安易に税の自然増を前提とすることなく、歳出については聖域なき見直しを実行するよう求める。

また、国債の信用棄損は金融資本市場に多大な影響を与え、経済成長を阻害することが懸念される。物価の急激な上昇には十分に留意しつつ政府と日本銀行との適切な距離感を心がけていただきたい。

2 社会保障制度については、企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない制度設計に留意いただきたい。また、少子化対策においては、現金給付ではなく保育料の無償化や保育士の待遇改善等の現物給付に重点を置くべきであり、配偶者控除等の改革は人手不足で悩む中小企業の実情に合わせて議論を進めていただきたい。

3 地方経済を支える中小企業の活性化に資する税制措置として、中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めていただきたい。また、後継者不足に悩む企業を支援するために、事業承継制度の拡充を引き続き求めます。

4 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化には欠くことはできないが、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による事務負担や納税協力コストは年々増加しており、税制の簡素化等の中小企業に対する特段の配慮を求める。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

多治見市議会

衆議院議長宛

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

厚生労働大臣